



広報

No.464

2014.6

ゆしゆ



消防演習 平成26年5月11日 仙法志漁港



臨時福祉給付金と 子育て世帯臨時特例給付金の 申請受付を7月1日から開始します

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、2つの給付金を支給します。

臨時福祉給付金

支給要件

●支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方と、生活保護の受給者などは除きます。

●支給額

1人につき 10,000円。

下記の《加算対象者》は1人につき 5,000円を加算。

加算対象者

- ・ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
- ・ 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

確認じゃ



子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

●支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童などは除きます。

●支給額

対象児童1人につき 10,000円。

確認じゃ



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

2つの給付金の申請方法

- 1 申請書を入**

給付金の受給には申請が必要です。平成26年1月1日時点で住民票があった市町村から申請書入手してください。利尻町では平成26年7月1日より役場保健福祉課福祉係及び役場仙法志支所に備え付けます。
- 2 申請書**

申請書に必要事項を漏れなく記入してください。添付書類は次のとおりです。

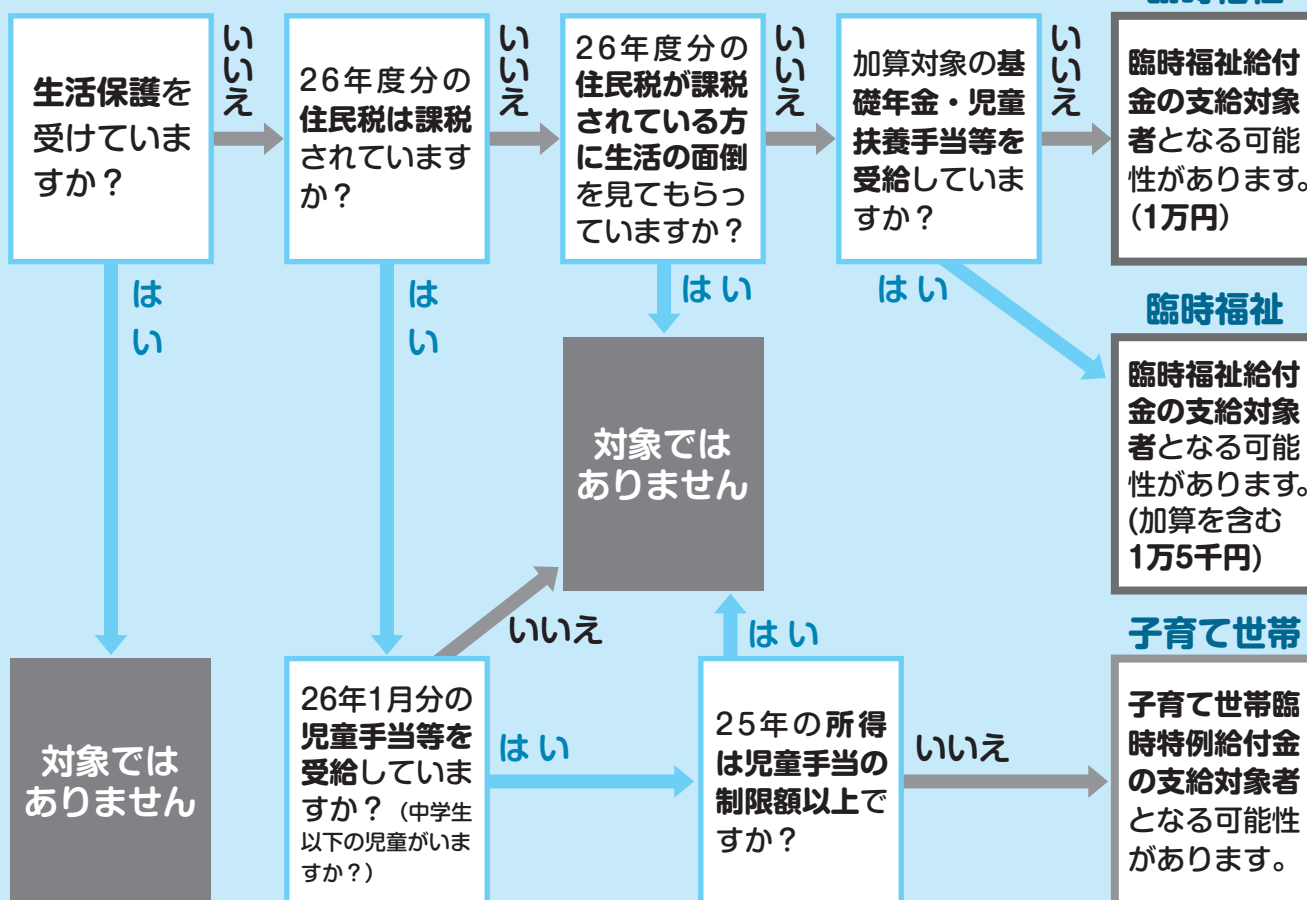
 - 本人確認書類（運転免許証または保険証などのコピー）
 - 臨時福祉給付金加算確認書類（年金額改定通知書または年金証書などのコピー）
 - 振込先金融機関口座確認書類（預金通帳またはキャッシュカードのコピー）
- 3 申請書**

利尻町役場保健福祉課福祉係または仙法志支所の窓口へ直接提出または郵送してください。上記の添付書類は持参いただければ窓口でコピーします。
- 4 給付金を**

支給要件を確認し、申請者へ支給の決定・却下を通知します。支給が決定された方には申請書に記載された指定口座へ給付金が入金されます。

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

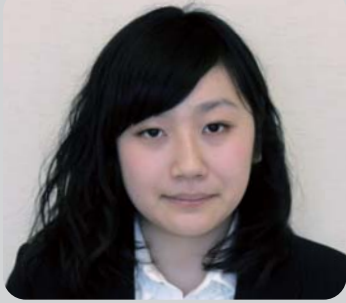
●申請方法等に関するお問い合わせは

利尻町役場 保健福祉課 福祉係 電話84-2345 IP電話84-0124

新採用職員 紹介

よろしくお願ひします！
～笑顔で一生懸命がんばります！～

- ①勤務先
- ②出身地
- ③趣味
- ④抱負（一言）



い せ りりこ
伊勢璃里子さん

- ①利尻町役場保健福祉課
保健指導係
- ②利尻富士町鷺泊字栄町
- ③DVD鑑賞
- ④町民の皆様の為に一所懸命頑張ります。



き むら あらし
木村 嵐さん

- ①利尻町役場総務課
防災広報係・環境エネルギー係
- ②利尻町沓形字神居
- ③音楽鑑賞、体を動かすこと
- ④島のため、町民の皆さんのために精一杯尽力致します。よろしくお願ひします！

北海道より派遣



うめ はら つよし
梅原剛志さん

- ①利尻町役場総務課
定住移住推進係長
- ②函館市
- ③旅行、読書
- ④利尻町に住んで良かった、今後も住み続けたいと実感することができる、魅力ある町づくりを目指します。

利尻島国保中央病院 紹介コーナー

着任のご挨拶



利尻島国保中央病院 内科医長
**か とう れい
加藤 励先生**

はじめまして。本年度から赴任しました、内科の加藤励と申します。出身は宮城県仙台市で、名寄、羽幌、厚岸、釧路を経て、初めての利尻島での勤務となりました。1か月経過しましたが、たくさんの患者さんにお会いでき、日々、新しい発見があります。私からもたくさん意見させて頂きまので、分からないことがあれば遠慮なくお尋ねください。今後とも宜しくお願いします。



もち まる みお
持丸未生さん

- ①利尻島国保中央病院
理学療法士
- ②福岡県
- ③登山、マラソン、今ならば山菜採り
- ④新たにリハビリ室がオープンします。よろしくお願ひします。

駐在所だより



稚内警察署 沓形駐在所 所長
**と つ たか し
戸津孝志さん**

《経歴》

昭和30年生まれの58才。上川郡和寒町出身。昭和49年4月、警察官拝命。平成26年4月、札幌市内の西警察署から赴任。

《着任のご挨拶》

来年2月2日の交通事故死ゼロ2000日達成のための交通事故防止、更に高齢者を狙った詐欺防止等に取り組み、島内の安全と安心な地域作りに尽力したいです。

地域おこし協力隊員を 紹介します!

地域産業の活性化や町・団体が取り組む地域活性化事業に従事する新たな人材を都市部から受け入れる「地域おこし協力隊」制度。利尻町では、平成22年度からこの制度の活用を始めました。今年度は4月から1名の協力隊員を採用しましたのでご紹介いたします。



利尻町地域おこし協力隊（栽培漁業推進員）

氏名 おお しろ こう へい **大城光平** さん

★出身地 沖縄県糸満市

★これまでの経歴

岡山理科大学で海水を使わない海水魚の養殖を研究していました。

★活動内容

栽培漁業推進員として、ウニ・ナマコの種苗生産などの業務を行っています。

★島の第一印象

気温は寒いけど人はとても温かいと感じました。

★協力隊としての目標

ウニ・ナマコの放流数を増やすことと、多くの人に利尻を知ってもらい観光客を増やしたいです。



★趣味、特技

旅行・サッカー

★町民皆様へのメッセージ

利尻でしか出来ない経験をしたと思っています。積極的にイベントなどに参加して、皆様に「大城光平」を覚えてもらい、地域おこし協力隊として最大限の力を発揮できるように努力いたしますので、よろしくお願いたします。

～上司（栽培振興係長）から激励のメッセージ～

暖かい沖縄県から、最北の利尻島へ来てくれたガッツに感謝します。大学で学んだ知識と技術を生かし、これからの種苗生産業務に取り組んでほしいと思います。そして将来的に利尻の人となるよう願っています。利尻の夏は気温差が大きく、沖縄の冬より寒い日もありますので、体調管理に気を付けて頑張ってください。

※利尻町では現在、以下の地域おこし協力隊員を募集中です。

利尻町地域おこし協力隊（地域づくり推進員） 1名

利尻町地域おこし協力隊（観光振興推進員） 1名 計2名

応募については、「都市部等から利尻町に住民票を移動する」などの決まりがありますので、詳しくは役場総務課企画振興係までお問い合わせください。

平成26年 第1回町議会定例会

第1回町議会定例会は3月12日招集され、条例の改正案、予算等を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。主なものは次のとおりです。

【条例改正】

◆利尻町ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例案

○本条例案は、本町の定住人口の増加と促進を図り、産業の振興をより一層充実させるため、転入奨励金制度の見直しを図ろうとするものであります。現行制度では、世帯主六万円、家族一人につき二万円となつて

◆利尻町基金条例の一部を改正する条例案

○本条例案は、特別養護老人ホームへの寄付金を積み立てて管理し、施設備品購入に充当することを目的に、「特別養護老人ホーム備品基金」を新たに設置しようとするものです。

◆利尻町税条例の一部を改正する条例案

○本条例案は、根拠法令であります地方税法の一部を改正する法律が公布されたことにより、本町の税条例の一部を改正するものです。主な改正内容として、公的年金から特別徴収されている住民税の仮徴収分の税額の平準化を図ることと、転出した場合においても特別徴収が継続できるように改正いたしました。また、一定の特定公社債等の利子等について、納税義務者が申告をした場合には、所得割の課税対象とするなど、所要の改正をいたしました。以上の本税法の改正により町条例において関係する個人住民税等の所要条文を改正をしたものです。

◆利尻町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案

○本条例案は、昨年六月に

「地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により「社会教育法」の一部を改正する法律が公布され、これまで法律で定めていた社会教育委員の委嘱基準が削除され、当該委嘱に関するは文部科学省令で定める基準を参照して地方公共団体が条例で定めることとされたことから本条例を改正して、その委嘱基準を定めたものです。

◆利尻町宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

○本条例案は、消費税法及び地方消費税法の改正により、本年四月一日から税率が五%から八%に引上げられることから、宿泊料、食事料、貸室料、施設利用料を消費税の引き上げ分のみを加算して、改正しようとするものです。なお、本条例案は平成二十六年四月一日から施行しようとするも

◆利尻町船揚場管理条例の一部を改正する条例案

○本条例案は、消費税法及び地方消費税法の改正により、本年四月一日から税率が五%から八%へ引き上げられることを考慮し、船揚場使用料に係る規定を消費税及び地方消費税の増税分のみ加算して改正しようとするものです。

◆利尻町港湾管理条例の一部を改正する条例案

○本条例案は、消費税法及び地方消費税法の改正により、本年四月一日から税率が五%から八%へ引き上げられることを考慮し、入港船舶使用料等に係る規定を消費税及び地方消費税の増税分のみ加算して改定しようとするものです。

◆利尻町簡易水道事業給水
条例の一部を改正する条例
案

○本条例案は、消費税法及び地方消費税法の改正により本年四月一日から税率が五%から八%へ引き上げられることを考慮し、水道使用料・水道手数料及び水道メーター使用料にかかる規定を消費税及び地方消費税の増税分のみ加算して改正しようとするものです。

◆利尻町公共下水道条例の一部を改正する条例案

○本条例案は、消費税法及び地方消費税法の改正により、本年四月一日から税率が五%から八%へ引き上げられることを考慮し、下水道使用料及び下水道手数料に係る規定を消費税及び地方消費税の増税分のみ加算して改定しようとするものです。

【平成25年度補正予算】

※△は減額です。

	補正額(増減)	予算総額
一般会計補正予算(第5号)	4,951万0,000円	34億 361万3,000円
国民健康保険事業 特別会計補正予算(第3号)	2,024万7,000円	3億7,471万3,000円
介護保険 特別会計補正予算(第3号)	1,743万9,000円	2億6,853万0,000円
簡易水道 特別会計補正予算(第3号)	△ 50万8,000円	8,438万7,000円
下水道事業 特別会計補正予算(第3号)	△ 130万2,000円	1億6,750万9,000円
特別養護老人ホーム 特別会計補正予算(第3号)	299万3,000円	2億 267万1,000円

平成26年度 一般会計他11会計予算は 50億5,768万3千円で原案のとおり可決

平成26年度の一般会計予算は、第1回町議会定例会において一般会計予算審査特別委員会(委員長:松村栄悦)が設置され、これに付託、審査されました。

同委員会の審査は、3月12日から13日までの実質2日間にわたり、慎重に審議され、3月13日本会議において上程され一般会計他11会計が原案のとおり可決されました。

※詳細は広報りしり4月号をご覧ください。



第1回臨時会

◆財産の取得について

(し尿収集車)

契約者

札幌市中央区

北四条西六丁目

北海道市町村備荒資金組合

組合長 田岡 克介

一般質問



Q 冬期間、吹雪や大雪にみまわれる状況にあることから、杓形地区町道の救急車の誘導除雪のために、除雪センターに当直を配置する考えはないか。

A 関係機関の間で、救急患者が発生した時の体制を整えるように早急に動き、前向きに検討したい。

谷議員 冬期間、幾度となく吹雪や大雪にみまわれる状況にあることから、杓形地区町道の救急車の誘導除雪のために、吹雪や大雪が予想される場合、除雪センターに当直を配置する考えはないか、町長の見解をお伺い致します。

保野町長 昨今の異常気象は爆弾低気圧の発生などで激しい吹雪になり、道路を通行止めにもせざるを得ない事態になることが増えてきています。

ております。杓形地区については、除雪センターに宿泊できる部屋は用意してありませんが、オペレーターが除雪センターの至近距離に住んでいるため、オペレーターのチームに連絡をして除雪作業にあたるというのが今の実態であります。

夜間に救急患者が発生した場合の道路の確保につきましては、これまでは、救急車の出動要請と並行して消防署の方から道路管理者、担当課の方に連絡が来る体制になっていなかったというところで、今後緊急時を想定し、道路管理者にも連絡をもらうような体制作りがまず必要だと思っておりますので、ご質問の事例も含め、前向きに検討したいと思います。



Q 函館元村地区をモデル事業とし、避難路の整備を進めていくと報道がありました。当町において、今後どのようにしていくのか。また冬場、夏場の防災避難路の維持管理はどのようにしていくのか。

A 避難ルートの点検・確認を再度実施し、住民の皆様や学識経験者から意見を頂き、防災・減災のための対策をすすめていきたい。

吉田議員 昨年十二月、高橋知事の記者会見で、津波に備え、急傾斜地がある函館元村地区（旧榎法華村）をモデル事業として、治山事業に合わせ避難路の整備を進めていくとの報道がありました。

保野町長 現在、渡島総合振興局では、新年度に函館市榎法華元村地区で道有林を活用した治山事業として「道有林モデル津波避難林、避難路検討事業」を進めているようです。歩道や階段案内板等を整備し、津波発生時の一時避難場所として道有林を津波対策に活かす意味では道内初のケースだと認識をしています。

当町も、道の補助事業や町の事業として、町内各所に避難路を整備し、急傾斜地には階段やロープ等を設

置する等簡易なものに進めてきておりますが、本島は周囲を海に囲まれており、海岸線に沿って幹線道路があり山側が急傾斜地になっている地域が多く、高齢者の方々が自ら急傾斜地を駆け上がることは、現実的にかなり厳しいところもあります。

本町としては、これまで津波避難カプセルの実証試験や津波避難タワーの検討もしてきましたが、安全性や財政面の問題が直面的に具体的に進められていないというのが現実でございます。

冬場や夏場の避難路の管理は、自助及び共助の考えを地域の皆様にとって頂き、町も避難路のルートの特検や再確認を実施し、夏場の草刈りの回数を増やしたり、除雪については、除雪車が入っていく事が可能な道路につきましては、大雪時に限定されますが、町は随時対応してきていると思っております。

今後は住民の皆様や学識経験者からの意見を頂き、国や道の財政支援も求めながらソフト事業だけに限らずハード事業も合わせて最大限の防災と減災のための対策を進めて参りたいと考えております。

町政の主人公は町民の皆さんです!

議会を傍聴しましょう

定例町議会は年4回
(3・6・9・12月)に開かれます。

●博物館発行利尻情報●

●井上円了が感じた武陵桃源

明治四十年（一九〇七年）九月八日、利尻島に渡って巡講に歩いた東洋大学の前身にあたる哲学館を創立した井上円了。

九月八日は鬼脇の利尻小学校、九日は鴛泊の劇場、一日は杳形の大泉寺、一三日は仙法志の仙法志小学校で講演している。

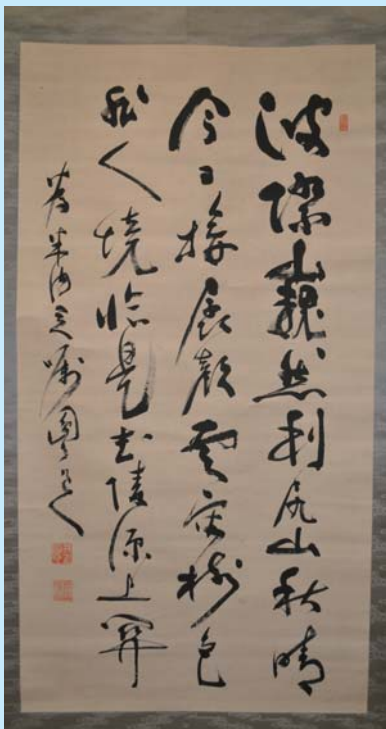
井上円了は島巡りで感じた島の様子を書き残した。鬼脇では「鬼脇と聞きて地獄の隣りかと思の外で極楽の里」、「利尻なる山は駿河の富士よりも、姿形ぞ見事なりけり」、

鴛泊では「船いっばいに豊漁の福をのせて帰ってくる」、杳形では「雨の色も晴れの光もともにすぐれて」いる、仙法志では「夕日の沈むところの空はえがたいように美しく、利尻山の南にはゆみはり月がかかっている」とある。

このように利尻島を巡って感動した思いを書き記したものが博物館にひとつある。それは鬼脇から見た利尻山が記されている。「波際巍然利尻山秋晴今日接孱顔雲容樹色

非人境恰似武陵源上関為米内君囑円了道人」で落款の部分は「明治四十年歳在丁未（白文方印）」井上円了（白文方印）、文学博士（朱文方印）」とある。米内君とは鬼脇で料理店を営んでいた米内勇次郎である。

漢文を読むと「波うちぎわより利尻山が高だかとそびえ、秋晴れの今日、その高く険しいさまを身近にみた。雲の姿や樹木の色さえ人の住むところとも思われず、それはあたたかも武陵桃源の理想郷への関所のようにであった」となる。武陵桃源とは俗世間からかけ離れた平和な別天地、理想郷のことである。武陵とは中国湖南省にある地名で、桃源は世俗を離れた平和な別天地をいう。井上円了に平和な別天地を感じさせた利尻山。井上円了が書き記した利尻桃源であるための島・山の大切さを資料から感じさせられた。



① 宗谷ウェルカムロード



【ルート沿いにある景観・観光資源の一例】

《稚内市 北防波堤ドーム》



《豊富町 宮の台展望台》



宗谷ウェルカムロードは、稚内市の生活を支えている主要幹線道路であり、基幹産業の「酪農」「水産」「観光」を含めたライフライン的な道路です。また、サハリン州では日本企業が参加する石油・天然ガス開発プロジェクトが進んでいます。サハリンと交流するための道路としても重要な道路になります。

② 宗谷周氷河ロード



《宗谷周氷河地形》



《ルート内にある宗谷丘陵フットパス》



宗谷周氷河ロードは、他地域に類を見ない自然が創りだした景観を持つポイントです。

『周氷河』とは、今から一万年前の氷河時代の末期にできたといわれる広陵を示します。

これらの広陵は日本離れした光景であり、北海道らしさ・『北海道』を物語る、次の世代に大切に引き継ぎたい財産として北海道遺産に認定されました。

日本最北端のこの地において、氷河時代の大自然が創り上げた『北海道』を満喫できるルートです。



シーニックバイウェイ北海道

シーニックバイウェイとは、景観・シーン (Scene) の形容詞シーニック (Scenic) と、わき道・より道を意味するバイウェイ (Byway) を組み合わせた言葉。地域と行政が連携し、景観や自然環境に配慮し、地域の魅力を道でつなぎながら個性的な地域、美しい環境づくりを目指す施策です。

【問い合わせ先】 北海道開発局 稚内開発建設部 道路計画課 ☎0162-33-1146



宗谷シーニックバイウェイホームページ

<http://www.saihoku.net/scenic/>



シーニックバイウェイ北海道ホームページ

<http://www.scenicbyway.jp/>

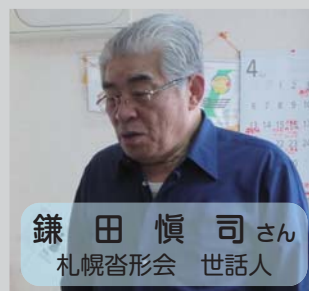
“利尻町観光大使”委嘱!

利尻町では、今年度より文化・経済・スポーツなどの各界において活躍し、本町に愛着をもち、かつ本町の出身者または本町にゆかりのある方の中から、本人の同意を得て「利尻町観光大使」を委嘱し、利尻町の魅力を全国に広く紹介してもらい、本町の観光振興をはじめとした町の活性化に一役を担ってもらうこととしました。

観光大使委嘱にあたり、候補となった方々からは快いご返答をいただき、4月に保野町長・田尻副町長からそれぞれ委嘱状が渡されました。

委嘱された利尻町観光大使の方々

(委嘱期間H26.4.1～H29.3.31)

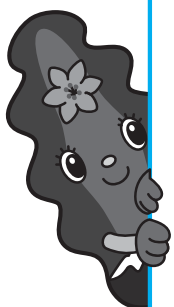


各種統計調査における「登録調査員」を募集しています!!

利尻町では「利尻町統計調査員登録要項」を制定して、国や北海道などが実施する各種統計調査に従事していただける方（登録調査員）を随時募集しています。

事前に統計調査の仕事を希望される方を登録し、統計調査が実施される際に、登録者の中から統計調査員や指導員を選定して調査の仕事に従事していただく制度です。

登録を希望される方は、利尻町役場総務課企画振興係までお問い合わせ下さい。
※利尻町ホームページでも詳しい内容や、申請書の様式などを掲載しています。



「児童手当」「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」 についてご案内いたします！

児童手当

- 受給対象者は**…中学校を卒業するまでの子どもを養育している方となります。
児童手当の受給資格者は、子どもを監護し、かつ、生計を同じくする父又は母です。
父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し、かつ、生計を維持する方等が受給資格者となります。
※所得制限があります。
※公務員については、勤務先からお支払いすることとなります。
- 手当額は**…

3歳未満の子ども	月額 15,000円
3歳以上小学校修了前の子ども 第1・2子	月額 10,000円
3歳以上小学校修了前の子ども 第3子	月額 15,000円
中学生	月額 10,000円
特例給付（所得制限世帯）	月額 5,000円
- 支給月は**…原則として 年3回(6月、10月、2月)に、それぞれ前月分までが支給されます。



児童扶養手当

- 主な支給対象者は**…離婚等により、ひとり親家庭で生活している児童（18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童、心身に障害がある場合は20歳未満）を養育している父、母または養育者に支給されます。
ただし、支給を受けるためには前年の所得が一定額未満でなければならず、その所得額により「全部支給」「一部支給」「支給停止」のいずれかに決定されます。
※父子家庭の場合も支給対象となります。
※養育費を受けている場合は、その年額の8割相当分も所得に加算されます。
※児童が一定年齢に達すると資格は喪失しますが、父・母の再婚（内縁関係含む）により、その配偶者に養育される場合も資格は喪失します。（父・母が重度の障害にある場合を除く）
- 手当額は**…

全部支給	月額 41,020円
一部支給	月額 所得に応じて月額 41,010円から 9,680円まで10円きざみの額

※児童が2人の場合は5,000円、3人目以降は1人につき3,000円が加算されます。
※資格発生から一定期間をむかえますと受給者の就労状況により手当額が減額されることがあります。
- 支給月は**…原則として4月、8月、12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

特別児童扶養手当

- 主な支給対象者は**…身体や精神に障害（この制度で定める1級、2級の障害の状態）のある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合は、所得制限により支給されません。（支給停止）
- 手当額は**…対象児童1人に対し

1級	月額 49,900円
2級	月額 33,230円
- 支給月は**…原則として4月、8月、12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

◎6月は 児童手当「現況届」を提出する月です。

利尻町から児童手当を支給されている方は、提出の案内がありますので、早めに提出しましょう！

◎手当を受けるためには認定請求をしなければなりません。また、支給要件についても各家庭状況により異なります。

くわしくは、利尻町役場保健福祉課福祉係 ☎84-2345 または、IP電話 84-0124までお問合せください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証(被保険者証)の一斉更新について～

■ 保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成26年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちのピンク色の保険証を破棄し、黄緑色のものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成27年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、利尻町役場保健福祉課保健係までお申し出ください。

新しい保険証の色は黄緑色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成27年 7月31日	
被保険者番号	01234567
被 住 所	広城市連合町1丁目
保 険 者 氏 名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発 効 期 日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成26年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390111010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

■ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成26年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からはお持ちの水色の減額認定証を破棄し、黄色のものをご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、利尻町役場保健福祉課保健係へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	●世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	●老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は黄色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成26年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
被 住 所	広城市連合町1丁目
保 険 者 氏 名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発 効 期 日	平成26年 8月 1日
有効期限	平成27年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	平成26年 8月 1日 保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390111010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

■ 医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、次の発行は、9月(平成26年1月～6月の医療費を対象)に行います。

● 新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または利尻町役場保健福祉課保健係へご連絡ください(電話でのご連絡だけで手続きできます)。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
 - この通知を受け取られたことにより、申請などの手続きをされる必要はありません。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

● お問い合わせ先

- 北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 ☎011-290-5601
- 利尻町役場 保健福祉課保健係 ☎84-2345

今年もみなさんの写真で 2015年版のカレンダー を作りましょう!!

～地域みんなで利尻自慢!!～

今年も「利尻のここが好き!」「ここが自慢!」そういった
とおきの風景で2015年版の島自慢カレンダーを作ります。

みなさんのとおきの風景写真(画像)を募集しますので
お気に入りの利尻の風景を自慢してください。完成したカレン
ダーは町内各家庭に1部配布しますので、自宅に飾ってくださ
い。また、利尻を遠くはなれて暮らすたくさんの知人・友人に
贈りたいとの声がありましたので、希望者には販売も予定して
います。(※部数に限りがありますので、無くなり次第終了となります。)



《募 集 要 領》

◎募集写真

- ◆作 品 利尻島内で最近撮影した風景(対岸の礼文島やサロベツ原野などから利尻島を撮影したものも含む)で、1月から12月のテーマにそれぞれ該当する写真とします。
- ◆期 間 平成26年9月30日まで募集します。
- ◆形 式 応募写真はJPEG形式で2MB以上に保存したデータで提出してください。

◎応募方法

応募用紙は、役場又は仙法志支所窓口及び利尻町ホームページからのダウンロードにより取得し、応募写真とともに提出してください。
ただし応募者1名につき、1テーマ月1枚(最大12枚)までとします。

◎採用決定

応募多数によりテーマ月が重複した場合等は、よりふさわしい写真を採用させていただきます。また、採用結果は11月初旬までに通知します。

◎応募先

利尻町総務課企画振興係
〒097-0401 利尻郡利尻町沓形字緑町14-1
☎0163-84-2345
E-mail kikaku@town.rishiri.hokkaido.jp

◎その他

- ◆応募は利尻島在住者及び利尻島に縁のある方に限らせていただきます。
- ◆被写体に人物が写っている場合の肖像権は、応募者の責任において承諾を得られたものに限りします。
- ◆応募作品は返却しませんので、ご了承下さい。
- ◆採用を決定した作品及び応募作品の著作権は、主催者に属します。
※利尻島の様々なPRに活用させていただきます。
- ◆カレンダーには撮影者の氏名が記載されます。
- ◆応募者には完成したカレンダーを贈呈します。

◎一口メモ ～採用されやすい写真～

カレンダーに採用される写真の選考は、町職員の中から選考委員を選出して選考されています。今回で5回目になる島自慢カレンダーの作成ですが、過去4回の選考に当たっては、次のような意見がありましたので、応募の際は参考にして下さい。

- ・利尻らしい対象物の背景に利尻山があると、良い。
- ・「ダイナミックな利尻山」の写真は、良い。
- ・利尻らしい生活を表せると、良い。
- ・花の写真を採用したいが、「花だけ」では「利尻らしさ」が乏しい。
- ・海の写真で利尻らしさを表せると、良い。
- ・肖像権の問題はあるが、「人の動きがある写真」は、良い。
- ・夜の写真は難しいが、とても良い。



新しく委嘱されました 保健推進員さんをご紹介します

平成26年度～平成28年度までを任期として新たに保健推進員さんが委嘱されました。これから地域の皆さんの相談役として、自治会の健康づくりのリーダーとして活躍していただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(敬称略)

自治会	推進員名	自治会	推進員名
蘭 泊	菅原 淑子	久 連	加藤 弘美
神居第1	松原 仁美	長 浜	牧野 久美子
神居第2	伊東 和子	神 磯	山本 信子
泉町第1	浜岸 真由美	政 泊	石橋 昭代
泉町第3	宮道 真由美	本町第1	太田 千春
泉町第4	神田 ムキ子	本町第2	小中 真知子
本町第1	鎌田 七重	元 村	上木 京子
本町第2	菊池 尚美	御 崎	浜田 美千代
富士見町	伊藤 春恵		
港 町	吉安 美和		
日出町1	片瀬 悦子		
日出町2	長内 陽子		
日出町2	佐々木 圭子		
緑町第1	石川 奈保美		
緑町第2	平沼 千津子		
種富町1	辰巳 里美		
種富町	村谷 るみ子		
新湊第1	関 キノ		
新湊第2	新浜 澄子		
新湊第2	神田 ひろ子		
栄 浜	神谷 貴子		



『うちの自治会ならこんな活動ができそう!』『自治会の一人暮らしの方にも声をかけて支えていきたい!』など、地域でどのように活動するか活発な意見交換がされました。

健康づくりに関すること、介護予防に関すること、心配なことは自治会の保健推進員さんにお声かけください。役場の保健師・管理栄養士、地域包括支援センターの保健師・相談員につないでいただけます。



利尻町総合体育館「夢交流館」 (災害時収容避難所)に再生可能エネルギー (太陽光・風力)を活用した自立・分散型 エネルギーシステムが導入されました!

供用開始日

平成26年4月1日

事業名

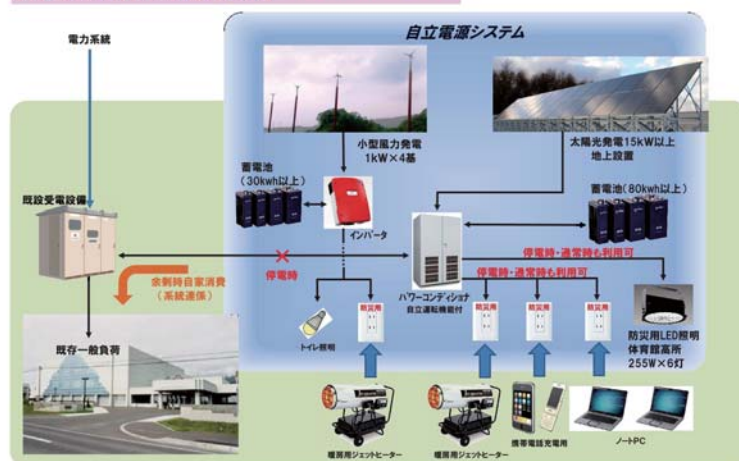
北海道
グリーンニューディール基金を活用
平成25年度 北海道再生可能エネルギー等導入推進事業
(公共施設再生可能エネルギー等導入事業)
利尻町総合体育館再生可能エネルギー設備等導入事業

事業内容

利尻町は、町民の大半は海拔10m以下の海岸沿いに住居を構えています。このため、地震による津波被害が発生した場合は、町民の大半を避難所に収容しなければならないことが想定されます。町内の中で標高30メートルの高台にある利尻町総合体育館を収容避難所としているが、非常用発電設備が整っておらず、災害等による大規模な町内停電が発生した場合の電源確保が課題となっていました。

利尻町総合体育館再生可能エネルギー設備等導入のイメージ

※災害時の避難所となる体育館に小型風車・太陽光発電および蓄電池電源システムを導入し、非常災害時等の自立電源による避難所機能維持を図り信頼性を向上。
[再生可能エネルギー等導入推進基金事業]



これらの課題を解決するため、災害時に必要な最低限の電源確保と公共施設の省エネ促進を図るため、利尻町総合体育館における再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入を行いました。

- 太陽光 15kw
- 風力 1kw×4基
- 蓄電池 110kw
- 高所LED照明 6台 255w

事業効果

災害等により北海道電力からの電力供給が遮断された際に、利尻町総合体育館「夢交流館」において最低限必要と想定する照明、暖房用器具、各種電子機器等の機能を、再生可能エネルギー設備と蓄電池により、最低3日は維持することが可能となり、災害時における収容避難所としての機能強化を図ることができるようになりました。

また、平時においては、再生可能エネルギー設備により発電した電力を使用することにより、CO₂の削減を図り、地球温暖化防止対策の一助となっております。

- 再生可能エネルギー設備導入による発電量（想定）

太陽光発電 15kw：14,658kwh／年

小型風力発電 4kw：2,467kwh／年

- 年間CO₂削減量（想定）

太陽光発電 15kw：10,084.7kg／年

小型風力発電 4kw：1,697.3kg／年

合計11,782kg／年



米トレーサビリティ制度が 始まっています



- ①業者間の取引等の記録の作成・保存が平成22年10月1日から、
- ②産地情報の伝達が平成23年7月1日から、義務付けられています。

ご存知ですか？

「米トレーサビリティ法」

近頃、レストランなどで『〇〇産のお米を使用しています』といった貼紙を見かけませんか。

これらは「米トレーサビリティ法」により、量を問わず「米・主な米加工品」を販売・提供している事業者には、店舗での産地表記や記録の作成を義務付けているものです。

●詳細は

農林水産省ホームページへ

●問い合わせ

北海道農政事務所旭川地域センター

☎〇一六六・七六・一二七七

お知らせトピックス

所得税及び復興特別所得税の予定納税 (第1期分)の納税をお忘れなく

所得税及び復興特別所得税の予定納税(第1期分) 《納付期間 平成26年7月1日~7月31日》

(注) 土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

●予定納税とは

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告等に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則、その1/3相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めていただくことになっています。

(注) 平成26年分の予定納税基準額については、復興特別所得税の額(所得税額2.1%)を含めて計算されます。

●納税する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に所轄税務署から「予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書に記載された第1期分の金額が納税する額です。

予定納税額及びその計算の詳細は、「予定納税額の通知書」に記載されています。

●予定納税の減額申請

廃業や業況不振、災害などの理由により、平成26年6月30日(月)の現況で、平成26年分「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、所轄税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税の減額申請をすることができます。「平成26年所得税及び復興特別所得税の予定納税額の7月減額申請書」は、国税庁ホームページに掲載しています。また、税務署にも用意してあります。

(注) 平成26年分の申告納税見積額については、復興特別所得税の額(所得税額の2.1%)を含めて計算します。

第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、平成26年7月15日(火)までに上記減額申請書を所轄税務署に提出してください。所轄税務署は、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

●予定納税額の納付

・振替納税を利用している方

納期限(平成26年7月31日(木))に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。納期限前日までに口座の残高をご確認ください。

・その他の方

納期限までに金融機関又は所轄税務署の窓口で納付してください。

第1期分の納付税額が30万円以下の場合には、送付したバーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。

また、インターネットを利用して電子納付をご利用いただけます。電子納税をご利用いただく場合の手続については、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)でご確認ください。

※納付には便利な振替納税をご利用ください。

気象台一メモ「初夏の登山やレジャーを楽しむために」

6月になると本州では「梅雨」の季節となりぐずぐずした天気が続くようになります。また、北海道や東北では冷たい湿った風「やませ」が吹き低温が続くこともあります。北海道では、はっきりとした「梅雨」の現象はないとされていますが、一時的に北海道にも前線が停滞し雨が降る（いわゆる「えぞ梅雨」）ことがあり、まったく「梅雨」とは無関係ではありません。前線が通過する際に雷雨を伴うこともあり、天気の変には注意が必要です。

天候が変わりやすい季節での、登山やレジャーなどを安全に楽しむために、天気を事前に調べるようにしてください。

常に最新の気象情報を利用することが大切です。テレビやラジオのほかインターネットや携帯端末でも情報を入手することができます。

インターネットや携帯端末での気象情報の入手先

●気象庁ホームページ

気象庁のホームページでは、警報・注意報、天気予報の他、地上・高層天気図、気象衛星、アメダス、ウインドプロファイラ（上空の風）等の様々な気象情報を確認することができます。

<http://www.jma.go.jp/>（気象庁ホームページアドレス）

<http://www.jma-ne.go.jp/wakkanai/>（稚内地方気象台ホームページ）

●国土交通省防災情報提供センターホームページ

国土交通省防災情報提供センターホームページでは、河川、道路、気象等の各種情報を見ることができます。

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>（PC版）

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>（携帯端末向け）

週間予報などを参考にして安全に重点を置いた計画を立てることが危険から身を守ることに繋がります。

●稚内地方気象台ホームページアドレス <http://www.jam-net.go.jp/wakkanai/>

●問い合わせ先 稚内地方気象台 防災業務係長 ☎0162-23-2679

平成26年度 税務職員採用試験募集要項

札幌国税局では、税務職員を募集しています。

税務職員は、人事院が実施する国家公務員税務職員採用試験の最終合格者の中から採用されます。

平成26年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

1. 試験の程度 高校卒業程度
2. 受験資格 高卒見込みの者及び高卒後3年を経過していない者
3. 申込受付期間
 - ①インターネット 6月23日(月)～7月2日(水)
申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
 - ②郵送又は持参 6月23日(月)～6月26日(木)（通信日付印有効）
（注）申込先は、第1次試験地を管轄する人事院地方事務局であり、第1次試験地を道内とする場合は、人事院北海道事務局（〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 ☎011-241-1248）です。
4. 第1次試験【基礎能力試験、適性試験及び作文試験】 9月7日(日)
5. 第1次試験合格者発表日 10月9日(木)
6. 第2次試験【人物試験及び身体検査】 10月16日(木)～10月24日(金)までのうち指定する1日
7. 最終合格者発表日 11月18日(火)

不明な点は、札幌国税局人事第2課採用担当（☎011-231-5011 内線2315）又は稚内税務署（総務課）にお尋ねください。

平成26年度 自動車税の納税のお知らせ

忘れていませんか？ 自動車税

まだ納税がお済みでない方は、最寄りの金融機関等で納めてください。

自動車税の納期内納税は、道が取り組んでいる様々な施策を進める上で欠くことのできないものです。皆様には、納期内納税にご理解いただき、納期限までに納税いただきますようお願い申し上げます。

〈参考〉平成25年度自動車税納期内納税率
北海道 70.75%

●納期限までに納税されない場合は、年9.2%※¹（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間は年2.9%※²）の割合で延滞金がかかります。

（※1）納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間は、前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合+1%の割合が7.3%に満たないときは、その割合に1%を加算した割合を適用します。

（※2）納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以後は、前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合+1%の割合が7.3%に満たないときは、その割合に7.3%を加算した割合を適用します。

（平成25年12月15日までに財務大臣が告示した割合は0.9%です。）

●自動車税は次の場所で納税できます。

- ・道内の金融機関、郵便局
- ・お近くの総合振興局（振興局）又は道税事務所
- ・コンビニエンスストア（下記及びMMK設置店）



サンクス



スーパー
（道内の店舗のみ）



セイコーマート



セブン-イレブン



ファミリーマート



ローソン
（五十音順）

【問い合わせ先】 北海道宗谷総合振興局 地域政策部 税務課納税係
〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27 ☎0162-33-2520（直通）

自衛隊採用試験案内

平成27年3・4月採用の自衛官などの採用試験を行います。

種目（受験年齢）	採用種目の概要	試験日	受付
自衛官候補生 （男子） 〔18才～27才未満〕	3ヵ月後自衛官へ任官。一生涯の仕事として勤務又は、民間就職希望者は一定期間の勤務で様々な就職擁護施策等を受けます。	9月下旬	随時
一般曹候補生 〔18才～27才未満〕	部隊勤務を通じて、その主として活躍する隊員を育成。 ※初任給 159,500円以上 ※賞与年2回	1次試験 9月19日	8月1日～ 9月9日
航空学生 〔18才～21才未満〕	航空機のパイロットなどへ。部隊配置後航空手当60%以上 ※初任給 159,500円以上 ※賞与年2回	1次試験 9月23日	8月1日～ 9月9日
高等工科学校生徒 （一般） 〔15才～17才未満〕	中学校卒業生（見込含む）の男子が対象。約3年間は、防衛省職員（非自衛官）となり3学年終了時に自衛官に任官します。	1次試験 平成27年1月24日	11月1日～ H27年1月9日
その他採用試験種目	看護学生・防衛大学校学生・高等工科学校生徒（推薦）他		

◆お問い合わせ先：自衛隊稚内地域事務所 ☎0162-23-2721

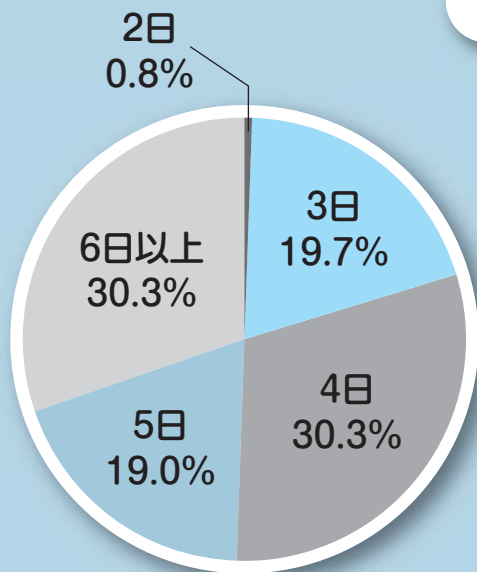
※給与等は平成25年4月現在

裁判員裁判の実施状況

平成21年5月21日のスタートから、5年が経った『裁判員制度』。平成25年12月までに6,060人の被告人に判決が言い渡されました。今回は、これまでの裁判員裁判の実施状況をお知らせいたします。

どれくらいの人数が選ばれたの？

平成25年12月までに選任された裁判員のは34,896人、補充裁判員のは11,929人でした。



注) 四捨五入により合計100%にならない

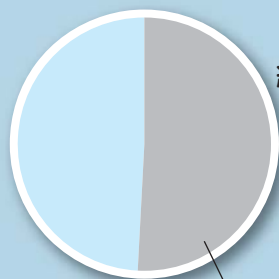
何日くらい参加するの？

平成25年12月までに判決が言い渡された裁判員裁判の対象となった事件の多くが4日前後で終了しています。

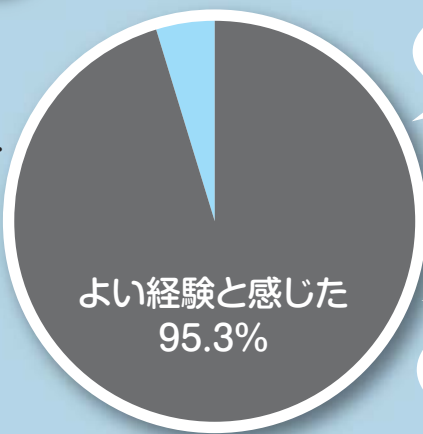


参加した感想は？

裁判員に選ばれる前



裁判員を経験して…



普段経験できない貴重な体験だった。

社会のことを考えるきっかけになった。

裁判や裁判所が身近に考えられるようになった。

裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>) では、裁判員裁判実施状況の検証報告書などにより、裁判員制度の実施状況等が説明されているほか、裁判員を経験された方々へのアンケートの結果、裁判員を経験された方々の声、裁判員制度の運用状況に関する統計データがさらにくわしく掲載されています。是非そちらもご覧ください。

わが家の愛どる



あい



りしりんが
わが家の愛どるを
紹介するよ♪♪

今回は沓形保育所ひまわり組と
ちゅーりっぷ組の2人のお友達を紹介するよ!

中谷 颯太 くん
(4さい)



父：健太 母：愛

【お父さんから】

地球を守るため、たたかいゴっこに一生懸命な颯太。お友だちとたくさん遊んで、強さと優しさを持ったヒーローになってね。

岡田 菜々子 ちゃん
(5さい)



父：一孝 母：直子

【お母さんから】

いつもママのお手伝いありがとう。ママはななこちゃんの笑顔を見るのが大好きです。これからも元気に大きく育ってね。

平成26年7月1日(火)より リハビリテーション科外来を開設致します

利尻島国保中央病院リハビリテーション科では、様々な病気にともなう各種の障害に対して機能や能力の改善を目標にリハビリ治療を行います。対象となる病気は、主に骨・関節の病気、手足の外傷、関節リウマチ、脳梗塞などの脳血管障害などです。理学療法士(2名)がリハビリ治療にあたります。リハビリ治療に当たっては、必ず医師の診断が必要となります。詳しくは主治医又は問い合わせ窓口までご相談ください。

同時に、入院患者さまへのリハビリテーションも実施しています。

リハビリテーション科は、予約制となっております。詳しくは電話にてお問い合わせ下さい。

■診療日：毎週月～金曜日

■受付時間：13：00～16：30

■問い合わせ・予約窓口：利尻島国保中央病院リハビリテーション科 ☎84-2626

毎年、六月になると仙法志神社の祭りが近づくので気持ちこそわさわし、学校での勉強はうわの空となった。

宵宮祭の日には本町にあった水産倉庫の前を中心に数多くの香具師が軒を連ね、街並みが一変した。夕方から夜にかけて人波であふれかえり、裸電球で照らされた露店で買物したり金魚すくいやヨーヨーすくいで遊んだりしていた。金物や雑貨を売る露店の店先には人だかりができて、威勢のよいかけ声に寄せられるように買い求めていた。幼かった私も少額の小遣いを手にしっかり握りしめ、「今年もあのおじさんの出店がある」と、子ども心にうれしい気持ちと懐かしい思いを

利尻の語り (250) 仙法志神社

四ヶ散米舞

語り 加藤保孝さん

抱いて、あちらこちらの露店で遊び回ったものだ。

四ヶ散米舞で大太鼓

仙法志神社が仙法志字本町にあったからか、四ヶ散米舞のメンバーは大体が仙法志字本町の子どもたちだった。練習は祭りの三日ほど前から放課後に神社に集まるんだ。初めて参加する子は、テーブルコーダーから流れる音色に合わせて踊る先輩の動きを見ながら振り付けを覚えた。大太鼓は本殿の中で小学校時代の恩師常磐井先生の横笛の旋律にあわせて、二人ひと組で、どんどん・どどん・カンカンと打ち鳴らした。横笛と大太鼓のリズムがあっているかどうか不安だった。「音がうまくあっているから大丈夫だよ」と言ってくださった常磐井先生の一声でほっとしたことを

今でも鮮明に記憶している。常磐井先生の横笛の音色は子ども心に祭りを迎える気持ちを高めるものだった。

祭りは、当日早朝の打ち上げ花火の合図で始まった。四ヶ散米舞は徒歩で縦一列、大太鼓は荷馬車の上で打ち鳴らした。祭りの役員の人たちはもう一台の荷馬車に乗っていた。祭り行列で今でも忘れられないのが白天狗。袴姿で手に棒を持ち、恐怖心に駆られた小学生や年少の子どもたちを追いかけ回していた。そんな白天狗の振る舞いは何十年たった今でも忘れられない。仙法志の自治会からは樽御輿が繰り出し、担ぐ青年たちは疲れを知らないと思わせるほど力強く練り歩いていた。祭典の終わり頃は荷馬車の上にはいた私でさえ、さすがにくたくたになったけど、四ヶ散米舞のメンバーは祭典を大いに盛り上げたという充実感でいっぱいようだった。役員たちは、お神酒がまわってほろ酔い気分だった。仙法志にしっかりと根づい

ている四ヶ散米舞は利尻島を離れた人々の心の中にも脈々と生き続けている。伝統文化として継承していつてほしい。語り 加藤保孝さん。昭和二七年一月一日、仙法志字本町に生まれる。神奈川県横浜市在住。採訪 平成二六年五月八日



仙法志神社祭典で境内に集まる 昭和39年(1964年)6月20日

前列右から駒井豊、竹内敏明、上木守夫、常磐井武頼、亀谷幸雄、佐孝和美、加藤正行、中野博、後列右から白天狗木本崇、名前解らず、板坂勇司、武藤和夫、菊地良晴、松枝正敏、亀谷伸一、加藤保孝、赤天狗古谷康夫、笹原憲生

4月25日
ウルフル
ケイスケ
ライブ



5月10日
沓形保育所交通安全



5月11日 消防演習



5月17日
仙法志保育所交通安全



5月22日
めざせ100キロカロリーダウン



5月29日
メディカルミュージアム



5月31日
花いっぱい運動



6月1日
悠遊覧人G



「消すまでは 心の警報 ONのまま」

林野火災注意!!

これからの季節は、空気が乾燥し、火災の発生しやすい日が続きます。山に入り、山菜採りなどに向かう人も居ると思いますが、入林した際は、タバコなど火の取り扱いには十分に注意しましょう。

少年消防クラブ防火夜回り



4月28日に少年消防クラブ員22名が参加し、防火夜回りを実施しました。クラブ員が拍子木を叩きながら町内を巡回して町民皆様への火の用心を呼びかけました。

火災予防運動車両パレード



春の火災予防運動に伴って車両パレードを実施しました。消防署4台、消防団7台の車両が縦列で町内を行進し、防火意識の普及啓発を図りました。

消防本部に新車両配置!!

利尻礼文消防本部に機動連絡車が配置されました。この車両は総務省消防庁より無償貸与されたもので、離島モデルケースの先駆けとして同本部に配置されました。排気量4600ccのV8エンジンを搭載した車両で、デジタル無線、携帯無線機、簡易GPS端末、サーチライト、衛星携帯電話などの災害時に力を発揮する装備が充実。災害時等にはこの機動連絡車を有効に活用したいと思います。



出動件数 火災0件 救急55件 (平成26年5月31日現在)



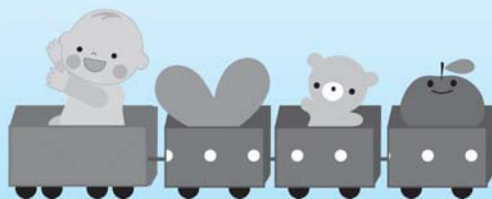
ぴいぷる

(戸籍の動き) 2014.5月31日現在

はじめまして! ベイビー おめでとう ございます!

4月7日 緑町 西川 苺^{きらら}姫^{ちゃん} (父:友和)

4月8日 泉町 荒関 蓮^{れん}ちゃん (父:巧)



はっぴい・うえでいんぐ おめでとう ございます!

4月23日 長 浜  長谷川直也さん
中村晃恵さん

おくやみもうしあげます

4月18日 (杏)本町 河合達郎さん (65歳)

4月20日 緑町 斉藤清子さん (84歳)

4月26日 泉町 佐藤範晴さん (87歳)

4月28日 緑町 柳谷忠男さん (81歳)

5月3日 種富町 小玉好己さん (84歳)

5月19日 政泊 中谷きみ江さん (97歳)

5月21日 富士見町 辻市夫さん (89歳)

● ご厚情に 感謝申し上げます ●

この度、次の方々から愛情銀行に金一封が預託されましたので、紙上を借りてお礼申し上げます。

● 杏形字本町 河合紀子様から、弟 河合達郎様の香典返しを廃して

● 杏形字泉町 佐藤万里子様から、夫 佐藤範晴様の香典返しを廃して

● 杏形字緑町 柳谷良子様から、夫 柳谷忠男様の香典返しを廃して

● 杏形字種富町 小玉幸子様から、夫 小玉好己様の香典返しを廃して

● 仙法志字政泊 中谷ミドリ様から、義姉 中谷きみ江様の香典返しを廃して

● 杏形字富士見町 辻順子様から、夫 辻市夫様の香典返しを廃して

【利尻町社会福祉協議会】

● よせられた善意 ●

【指定寄附】

◆ 利尻島ロータリークラブ
会長 藤井 信幸 様より

利尻町交流促進施設郷土資料室
図書一式
拡大鏡 1台
電子辞書 2台

ご厚志に対し厚くお礼申し上げます



発行:利尻町役場 編集:総務課防災広報係 印刷:(株)国境
TEL 0163-84-2345 FAX 0163-84-3553
利尻町公式ホームページ <http://town.rishiri.jp/>
Eメール bousaikouhou@town.rishiri.hokkaido.jp
(広報リシリに関するご意見ご要望は上記E-mailアドレスまでお寄せください。)



【まちの人口】 2,264人 世帯数 1,162世帯 男 1,085人 女 1,179人 (平成26年5月末現在)